

# 千葉県職員倫理条例 逐条解説

令和4年4月  
総務部総務課

(目的)

第一条 この条例は、職員が県民全体の奉仕者であってその職務は県民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

- 1 国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程及びこれらに違反した場合の懲戒処分の基準が平成12年に施行されて以来、多くの事例を積み重ねつつ、実態に即した所要の改正を加えるなど、実効性を上げるための取組がなされていることから、本県においても、同法、同規程及び同基準の内容を基本として条例等を制定します。

(定義等)

第二条 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員並びに教育長及び地方公営企業の管理者をいう。

- 2 この条例において「管理職員等」とは、次の各号に掲げる職員をいう。

一 教育長及び地方公営企業の管理者

二 職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）第八条の二第一項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員

三 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号）第三条の二及び千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年千葉県条例第三号）第五条の規定により管理職手当の支給を受ける職員

四 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年千葉県条例第五十二号）第三条第一号及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

五 前各号に掲げるもののほか、その職務と責任が第二号又は第三号に掲げる職員に相当するものとして任命権者が定める職員

- 3 この条例において「部長級の職員」とは、次の各号に掲げる職員をいう。

一 教育長及び地方公営企業の管理者

二 職員の給与に関する条例別表第一行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの

三 前各号に掲げるもののほか、その職務と責任が前号に掲げる職員に相当するものとして任命権者が定める職員

- 4 この条例において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

- 5 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

- 1 この条例の対象となる職員は、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに教育長及び地方公営企業の管理者です。
- 2 知事や副知事など特別職の職員については、法律や自己の学識経験等に従って自らの判断と責任で職務を遂行するものとされており、職務の倫理に関しても、同様と考えるべきであることから、条例の対象とはしません。  
一方、教育長と公営企業管理者は、長として業務全般を管理し、部下職員を指揮監督する立場にあるという点で、知事部局の部長等と同等と扱うべきと考えるため、条例の対象とします。
- 3 「管理職員等」及び「事業者等」については、贈与等報告書を参照
- 4 「部長級の職員」については、株取引等報告書を参照

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第三条 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

- 1 職員が遵守すべき職務に係る倫理原則は、地方公務員法第33条の「信用失墜行為の禁止」等の規定からも職員に当然に求められるものですが、確認的に条例に規定したものです。

(公表)

第四条 知事は、毎年、任命権者からの報告に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、その概要を公表するものとする。

- 2 任命権者は、職員にこの条例又は次条第一項に規定する職員倫理規則若しくは同条第三項に規定する規程に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合は、公表することが適当でない特段の事情があると認めるときを除き、当該懲戒処分の概要を公表するものとする。

- 1 第1項の「公表」は、「人事行政の運営等の状況の公表」(※)によって行います。

(※)「人事行政の運営等の状況の公表」

職員の人事や給与などの実態を、県民に理解いただくため、地方公務員法第58条の2の規定により、毎年、県の広報誌やインターネットを利用して公表しているもの

- 2 第2項は、倫理条例の違反行為に限らず、およそ懲戒処分については公表を原則とする運用をしており、確認的に条例に規定したものです。

(職員倫理規則等)

第五条 知事は、第三条に規定する倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下この条において「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。この場合において、職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他県民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

- 2 知事は、職員倫理規則の制定又は改廃に際しては、千葉県コンプライアンス委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事以外の任命権者は、第三条に規定する倫理原則及び第一項に規定する職員倫理規則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規程を定めるものとする。

- 1 利害関係者の定義、利害関係者との具体的な禁止行為等は、職員倫理規則で定めます。

- 2 職員倫理規則は、知事が任命権者となる職員（知事部局の職員、労働委員会事務局の職員及び収用委員会事務職の職員並びに公営企業管理者及び教育長）を対象とします。そのため、知事以外の任命権者は、職員倫理規則を踏まえて、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規程を定めます。

(贈与等の報告)

第六条 管理職員等は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として任命権者が定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員等であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、任命権者に提出しなければならない。

一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二 当該贈与等により利益を受け、又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実

三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称又は氏名及び住所

四 前各号に掲げるもののほか、任命権者が定める事項

2 任命権者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書（部長級の職員に係るものに限り、かつ、第九条第二項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。）の写しを千葉県コンプライアンス委員会に送付しなければならない。

1 倫理条例第6条第1項は、管理職員等は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として倫理規則で定める報酬の支払いを受け、その額が5千円を超えるときは、贈与等報告書を提出しなければならない旨定めています。

2 「管理職員等」とは、第2条第2項で次に掲げる職員としています。

(1) 教育長及び地方公営企業の管理者

(2) 職員の給与に関する条例第8条の2第1項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員

(3) 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第3条の2及び千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定により管理職手当の支給を受ける職員

(4) 任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号及び任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、その職務と責任が第2号又は第3号に掲げる職員に相当するものとして任命権者が定める職員

(補足)

(2)は、管理職手当の支給を受ける職員のことです。

(4)は、任期付研究員（招へい型）及び特定任期付職員のことです。

(5)の「職務と責任」が相当するとは、管理職の職務と同様に、職員の職の設置に関する規則第4条及び第5条に規定する職務が「上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」職にある職員を指します。

例：班長、出先機関の課長、係長

3 「事業者等」とは、第2条第4項で「法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう」と定めています。

事業者等が行う事業は、営利目的に限定されません。したがって、公益法人のような営利を目的とするものでないものであっても、事業者等に該当します。

事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなします（第2条第5項）。

- 4 事業者等から贈与等を受け、その額が5千円を超える場合には、贈与等報告書を提出しなければなりません。

ただし、株式配当等通常の経済行為の結果として給付されるようなものは、ここでいう「財産上の利益の供与」には該当しません。

また、倫理条例の趣旨が「職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招く行為の防止を図る」ことにあることから、事業者等から何らかの経済的利益を受けたとしても、透明性ないし公開性が十分に確保されているなど県民の疑惑や不信を招くおそれが全くない場合については、何らかの利益を享受したとしても、贈与等の報告の必要はありません。

- 5 事業者等から「事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として任命権者が定める報酬の支払を受け」、その額が5千円を超える場合にも贈与等報告書を提出しなければなりません。「任命権者が定める報酬」として、倫理規則第13条第1項は、以下のとおり規定しています。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から支払いを受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払いを受けた講演等の報酬のうち、講演等が職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬（職務と全く関係ない講演等を行ったときは、5千円を超える報酬を受けた場合であっても報告書を提出する必要はない。）

- 6 「講演等」については、倫理規則第11条において、「講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演」と定義しています。

論文の審査や査読を行った場合、取得した特許権の使用料を受領した場合、試験問題の作成や医学上の鑑定書や法制上の意見書等の作成については講演等には含まれません。

- 7 地方公務員法第38条第1項の許可を得て行うものについては「講演等」から除きます。したがって、いわゆる受託許可を得た報酬については、贈与等報告書を提出する必要はありません。

- 8 倫理条例第6条第1項は贈与等報告書に記載する事項として、次のものを定めています。

(1) 贈与等により受けた利益又は支払いを受けた報酬の価額

(2) 贈与等により利益を受け又は報酬の支払いを受けた年月日及びその基因となった事実

(3) 贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所

(4) その他倫理規則で定める事項

これを受けて、倫理規則第13条第2項（贈与等の報告）は、①贈与等や報酬の内容、②贈与等や報酬の支払いをした事業者等とそれらを受けた職員との職務の関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関との関係、③贈与等の価額を推計した額を記載している場合はその推計の根拠、④供応接待を受けた場合にあっては、供応接待を受けた場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた者の人数及び職業、⑤倫理条例第2条第5項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名を報告事項として定めていま

す。

9 贈与等報告書の提出に関し、職員が併任されている場合の取扱いは次のとおりです。

- (1) 異なる任命権者に併任されている者の報告書の提出先は、本務先に提出することとします。(本務先において、審査のために必要があるときは、併任先と十分に連絡を取るものとします。)
- (2) 報告期間(翌四半期の初日から14日間)中に、他の任命権者に出向した者は、報告書を提出する時に属している任命権者に提出することとします。(報告書の提出を受けた任命権者において、職員が贈与等を受けたときに属していた任命権者と異なる場合に、審査のために必要がある場合は、贈与等を受けたときの任命権者と十分に連絡を取るものとします。)
- (3) 報告期間前に、他の任命権者に出向した者は、報告書を提出する時に属している任命権者に提出することとします。(報告書の提出を受けた任命権者において審査のために必要がある場合は、贈与等を受けたときの任命権者と十分に連絡を取るものとします。)

10 職員が退職する場合の贈与等報告書の取扱いは、次のとおりです。

- (1) 報告期間(翌四半期の初日から14日間)が到来する前に退職した者が、報告対象期間中に事業者等から贈与等を受けていた場合は、倫理条例の趣旨に鑑み、退職日までに贈与等報告書を提出することが望ましいです。特に、市町村等へ一時出向のため退職する場合は、将来は職員に復帰するものであることから、退職日までに贈与等報告書を提出することとします。
- (2) 報告期間(翌四半期の初日から14日間)中に退職した者が、報告対象期間中に事業者等から贈与等を受けていた場合は、退職日までに贈与等報告書を提出することとします。

11 報告期間及び送付期限が土・日曜日等の行政機関の休日に当たるときは、千葉県の実日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第2条の期限の特例が適用され、当該休日の翌日までその期間が繰り延べられます。

(株取引等の報告)

第七条 部長級の職員は、前年において行った株券等（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（部長級の職員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを千葉県コンプライアンス委員会に送付しなければならない。

1 倫理条例第7条第1項は、部長級の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を提出しなければならない旨定めています。

報告の対象を部長級の職員としたのは、そもそも公務員は職務上許認可権限等を有しており職務上様々な情報を知りうる立場にいるが、部長級の職員については、その権限がより広く、大きいことを考慮したものです。

2 報告の対象となる職員は「部長級の職員」で、具体的には次の者となります。

(1) 教育長及び地方公営企業の管理者

(2) 職員の給与に関する条例別表第一行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、その職務と責任が前号に掲げる職員に相当するものとして任命権者が定める職員

(補足)

(3)については、知事部局では、(2)に該当する者以外の部長級職員として教育職給料表の適用を受ける千葉県立保健医療大学の長を規定しています。

3 「株券等」とは、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利）をいい、証券取引所への上場・非上場を問いません。

4 「前年」とは、1月から12月までの暦年を指していますが、報告の対象となる株券等の取引等については、そのうち部長級の職員である間に行われた取得又は譲渡に限ることとしています。

したがって、単に株券等を保有しているだけであれば報告は不要となります。

5 年の途中（例：4月）に新たに部長級の職員となった者も、部長級の職員である間に行われた取得又は譲渡について報告が必要となります。

※ 倫理条例第8条の「所得等」の報告は、前年1年間を通じて部長級の職員であった者に限ることとされており、年の途中に新たに部長級の職員となった者については報告を行う必要はありません。「株取引等」とは扱いが異なるので、注意してください。



- 6 株取引等報告書に記載する事項は、株取得又は譲渡の年月日、株券等の種類、銘柄、数及び対価の額となっています。

株主配当、株主優待券については報告の対象とはなっていません。

なお、倫理条例は株券等の取得について広く報告を求めており、株券等を贈与されたときや相続したときも、報告書を提出しなければなりません。この場合、「対価の額」は「0円」と記載することになります（贈与が事業者等から行われた場合には、贈与等報告書も提出することになります。）。

- 7 報告期間については、3月1日から3月31日までの間です。これは、次に述べる所得等報告書の取扱いとの均衡を考慮したものです。

職員が年の途中で退職した場合の当該年の株取引等や職員が1月又は2月に退職した場合の前年の株取引等については、報告する必要はありません。

併任をされている場合の報告書の提出及び報告期間が土・日曜日等の行政機関の休日に当たる場合の取扱いについては、贈与等報告書と同様となります。

(所得等の報告)

第八条 部長級の職員（前年一年間を通じて部長級の職員であったものに限る。）は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、任命権者に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実）

イ 総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第三項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。）

ロ 各種所得の金額（退職所得の金額（所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）及び山林所得の金額（同法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額をいう。）を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格をいう。）

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

3 任命権者は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し（以下「所得等報告書等」という。）の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを千葉県コンプライアンス委員会に送付しなければならない。

1 倫理条例第8条第1項は、部長級の職員は、所得等報告書を提出しなければならない旨を定めています。

2 報告の対象となる職員は、部長級の職員です（定義については「株取引等の報告」の項参照）。

3 報告の対象となる職員は、前年1年間を通じて部長級の職員であった者に限り、年の途中（例：4月）に新たに部長級の職員となった者については報告を行う必要はありません。

※ 倫理条例第7条の「株取引等」については、年の途中に新たに部長級の職員となった者も、部長級の職員である間に行われた取得又は譲渡について報告が必要となります。

4 県からの給与所得のみの場合であっても所得等報告書の提出が必要です。この場合、県からの給与所得のみである旨を記載し、給与所得の金額の記載は省略できます。

5 所得等報告書に記載する事項は、次のとおりです。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税の課される当該所得に係る次に掲げる金額（その金額が100万円を超える場合にあっては、その基因となった事実も記載）

① 総合課税の対象とされる不動産所得、給与所得、雑所得等の各所得金額及び山林所得金額。報告書に記載する金額は、給与所得であれば給与所得控除後の金額、その他の所得であれば、収入金額から必要経費を控除した後の金額です。

② 分離課税として他の所得と区分して計算される短期譲渡所得、長期譲渡所得等の金額

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格

利子、配当所得等のうち源泉分離課税により既に納税が完了しているもの、また、確定申告をしないことを選択した源泉徴収選択口座を通じて行った株式等の譲渡による所得については、報告の必要はありません。

6 所得等報告書の提出については、国税通則法第2条第6号に規定する納税申告書の写しを提出することにより行うこともできます。ただし、100万円を超える所得種目がある場合、それについては、「起因となった事実」を納税申告書の写しに付記することが必要です。

7 報告期間については、株取引等の報告と同様、3月1日から3月31日までの間です。4月に公務員の異動が多いことのほか、前年の所得等を把握するには時間的余裕が必要なことを考慮し、このような取扱いとなっています。

職員が年の途中で退職した場合の当該年の所得等や職員が1月又は2月に退職した場合の前年の所得等については、報告する必要はありません。

併任をされている場合の報告書の提出及び報告期間が土・日曜日等の行政機関の休日に当たる場合の取扱いについては、贈与等報告書と同様となります。

(報告書の保存及び閲覧)

第九条 前三条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等は、これらを受理した任命権者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、任命権者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとして任命権者が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

1 各報告書の保存期間は5年です。

2 倫理条例第9条第2項は、贈与等により受けた利益又は支払いを受けた報酬の価額が2万円を超える贈与等について、その透明性を確保することを通じて不適切な贈与等の防止を図るという観点から、閲覧制度を設けています。

その実施について、知事部局では倫理規則第15条で、次の旨を定めています。

- (1) 贈与等報告書の閲覧は、贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後することができること。
- (2) 贈与等報告書の閲覧は、知事が指定する場所で行わなければならないこと。
- (3) その他贈与等報告の閲覧に関し必要な事項は、知事が定めることとなっており、閲覧できる日や時間等に関して定めています。

3 株取引等の報告及び所得等の報告については、閲覧制度は設けられていません。

(倫理監督者)

第十条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者一人を置くものとする。  
2 倫理監督者は、職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

- 1 知事部局における倫理監督者は、総務部長とします。なお、知事以外の任命権者における倫理監督者は、知事部局の総務部長に相当する者とします。

(秘密の保持)

第十一条 千葉県コンプライアンス委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 1 千葉県コンプライアンス委員会の委員の秘密の保持について規定するものです。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。